福祉避難所の開設に関する協定書

旭川市(以下「甲」という。)と社会福祉法人旭川光風会(以下「乙」という。)は,災害時における福祉避難所の開設に関し,次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、旭川市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号で定める者のうち、次条に定める対象者の避難について、甲が乙に対して福祉避難所の開設に関する協力を要請することができること、及びその場合の手続を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定における避難の対象となる者(以下「対象者」という。)は、社会福祉施設や 医療機関に入所又は入院するに至っていない視覚障がい者をいう。

(開設要請)

- 第3条 甲は、災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合において、乙に対し、前条に 定める対象者を受け入れるため、福祉避難所の開設を要請するものとする。
- 2 乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

(利用する施設)

第4条 福祉避難所として利用する施設は、次のとおりとする。

所 在 地	名 称
旭川市7条通14丁目66番地16	旭川大成デイサービスセンター
旭川市7条通14丁目66番地15・16	旭川点字図書館

(手続)

第5条 甲が、第3条第1項の要請を行う場合は、要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

(対象者の避難支援及び移送)

第6条 第3条第1項の要請により、乙が福祉避難所を開設した場合、対象者の避難支援及び他の避難所からの移送については、当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、甲が行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

(運営支援)

第7条 甲は、福祉避難所と災害対策本部等との連絡調整を行い、福祉避難所として開設された 乙の施設の管理運営体制を阻害することがないよう、必要な支援を行う。

(支援の協議・報告)

- 第8条 乙は、次の各号に掲げる支援等について、事前に甲と協議するものとする。
- (1)食料,被服,寝具及びその他の生活用品の支給又は貸与(避難した対象者とその家族分を含む。)
- (2) 施設の開館時間以外の施設管理に要する経費及び人件費
- (3) 旭川点字図書館への介助員等の派遣
- 2 乙は、前項による支援を行った場合は、書面により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、乙に対し、前条第1項の支援に要した経費について、所要の実費を負担するものとする。

(開設期間)

第10条 第3条第1項の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、延長が必要な場合は、甲乙協議の上、延長することができるものとする。

(閉鎖)

第11条 甲は、福祉避難所を閉鎖する場合は、福祉避難所閉鎖通知書(様式第2号)により乙に 通知する。

(受入可能人数の把握)

第12条 甲は、平常時から乙の受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、福祉避難所の開設を行うことにより知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定める ものとする。 (有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、 有効期間満了日の2か月前までに甲、又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は 更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年6月18日

(甲) 旭川市旭川市長 西 川 将



(乙) 旭川市7条通17丁目83番地の12 社会福祉法人 旭川光風会 社会福祉法 理事長 遠藤 克 収 旭川光風 会理事長印

年 月 日

要請書

様

旭川市長

福祉避難所の開設に関する協定書第3条第1項により,次のとおり協力を要請します。

開設日時		年	月	日	時	分から		
所 在 地	旭川市							
施設名								
備考								
連絡先		部		課	担当		電話	

年 月 日

福祉避難所閉鎖通知書

様

旭川市長

福祉避難所の開設に関する協定書第 11 条により、次のとおり福祉避難所の閉鎖を通知します。

閉鎖日時		年	月	日	時	分		
所在地	旭川市							
施設名								
備考								
連絡先		部		課	担当		電話	